I.(3)公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引 ①公正、透明、自由な競争

禁止される利益の供与

- ◆相手方を問わず、
 - ①不正・不当な目的での利益の供与
 - ②社会通念の範囲を超える利益の供与

は禁止します。

- (※)「利益の供与」とは、例えば、次のことを行うことなどを指し、財産上の利益の ほか、非財産的利益を含む一切の有形、無形の利益を指します。
 - ・金銭(換金性・流通性が高く現金と同視されるような金券、ギフト券等を含む。) の提供
 - •贈答
 - ・接待や供応
 - ・融資や担保の提供
 - 寄附
 - •保証(補償)
 - ・家屋・建物の無償貸与
 - ・経費の負担
 - ・ 異性間の情交
 - ・職務上の地位の付与
 - 身元保証
 - 就職機会の提供やあっせん

また、自分の行動が上記に該当する行為として疑いを招くかもしれないと 思えば、これを控えなければいけません。

なお、社費で接待等を行う際には、事前に相手・目的・理由・金額などを記載した「交際費等事前申請書」を提出するなど、所定の手続を踏んでください(他の利益の供与についても、内容に応じ必要な社内手続を行ってください。)。

◆相手方が官公庁、独立行政法人、みなし公務員規定を有する団体、その他贈 賄の対象となりうる企業・団体の職員(以下「公務員等」といいます。)の 場合、社会通念の範囲内の贈答や付き合いであっても、行ってはならないケースもありますので、慎重に可否を判断する必要があります。(詳細は、「公 務員等への金品などの利益供与の禁止」参照。)

- ◆また、民間企業に対する社会通念の範囲内の贈答や接待等であっても、贈答 や接待等に関する社内方針などを設け、取引先に対し贈答や接待等を控え るよう要請している民間企業もあります。このような場合、当社も当該企業 の方針などに合わせた対応をとる必要があります。
- ◆当社が企図したものでなく、得意先から利益供与の要求を受けた場合であっても、その程度や状況によっては、これに応じることにより、当社側での不正な意図を疑われ、税務上の取扱いが問題になる(贈与側の交際費課税に加え、受贈側への反面調査や個人所得課税のリスクが生じる)こともありますので、必ず上長や関係部署と相談して適切に対応してください。
- ◆その他取引先に対する利益供与に関し疑義が生じた場合、支店管理部又は 法務部に相談してください。